

本人であることが確認できる公的な身分証明書について

本人確認に使用する公的な身分証明書は、本人の顔写真がついているものを原則とします。

顔写真がある身分証明書は、以下「1点で良いもの」の中から1点提示してください。

顔写真のない身分証明書の場合は、以下「2点必要なもの」の中から2点提示してください。

いずれの場合も有効なものをご用意ください。

1点で良いもの

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・マイナンバーカード(通知カードは不可)
- ・宅地建物取引士証
- ・在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)
- ・写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) 等

2点必要なもの

AとBから1点ずつ、又はAから2点ご用意ください。

A	<ul style="list-style-type: none">・健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・船員保険被保険者証・介護保険被保険者証・共済組合員証・後期高齢者医療被保険者証・国民年金手帳(証書)・厚生年金保険年金手帳(証書)・船員保険年金手帳(証書)・共済年金証書・恩給証書・印鑑登録証明書と印鑑 等 <p>※健康保険証等のコピーを本人確認書類として提出する場合、被保険者記号・番号や保険者番号等を黒色でマスキングしてください。 マスキングの例は「こちら」をご覧ください。</p> <p>※介護保険被保険者証はマスキングの必要はありません。</p>
B	<ul style="list-style-type: none">・学生証・生徒手帳(いずれも写真付きのもの)・会社等の身分証明書(写真付きのもの)・公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの、二級・木造建築士免許証明書) (公の機関とは、国の機関、都道府県庁、区市町村役場や国、地方公共団体の行政監視又は行政監察の対象となっている機関などをいいます) 等